

## 福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価準備書の 縦覧について

国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、福岡市環境影響評価条例の規定に基づき、「福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）」をとりまとめ、以下のとおり縦覧いたします。

- 1 縦覧期間は、平成29年7月25日から平成29年8月24日までです。ただし、福岡市和白地域交流センター及び福岡市立東市民センターは7月31日を除き、国土交通省の各所及び福岡市東区役所は土曜日、日曜日、祝日を除きます。
- 2 縦覧場所は、以下のとおりです。
  - ・ 国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
  - ・ 国土交通省大阪航空局福岡空港事務所総務部総務課
  - ・ 国土交通省九州地方整備局港湾空港部空港整備課
  - ・ 国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所
  - ・ 福岡市役所情報プラザ
  - ・ 福岡市東区役所企画振興課
  - ・ 福岡市立東市民センター
  - ・ 福岡市和白地域交流センター（コミセンわじろ）
- 3 縦覧時間は、9時00分から16時30分までです。
- 4 縦覧の場所には、「準備書」、「同要約書」、「準備書のあらまし」の縦覧物のほかに、「縦覧について（資料1）」、「意見書の提出について（資料2）」、「意見書様式」、「説明会の開催について（資料3）」を設置しております。
- 5 縦覧は、所定の場所で行うものとし、縦覧物の所定の場所以外への持出し、貸出しは禁止いたします。
- 6 準備書、同要約書及び準備書のあらまきは、大阪航空局ホームページでも公表しております。  
大阪航空局ホームページ：<http://ocab.mlit.go.jp/top/>
- 7 準備書、同要約書及び準備書のあらましの複写については、縦覧場所では対応しておりません。必要に応じて、大阪航空局ホームページよりダウンロードしてください。

8 準備書、同要約書及び準備書のあらましの縦覧に関するご質問については、大阪航空局空港部空港企画調整課、又は、九州地方整備局港湾空港部福岡空港整備推進室にお問い合わせください。

- ・ ヘリコプターの運航、飛行場の施設の供用に係るもの

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

電話 06-6949-6469

時間 午前9時30分～午後5時00分

- ・ 工事の実施、飛行場の存在に係るもの

国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港整備推進室

〒810-0074

福岡県福岡市中央区大手門2丁目5番33号

博多港湾・空港整備事務所3階

電話 092-752-4369

時間 午前9時30分～午後5時00分